

熊本地震による

宅地被害の復旧についての支援事業 を 開始しました

町内の宅地被害の復旧について、宅地耐震化推進事業および熊本地震復興基金事業による支援事業を開始しました。

宅地耐震化推進事業 (避難路に面する擁壁の復旧事業)

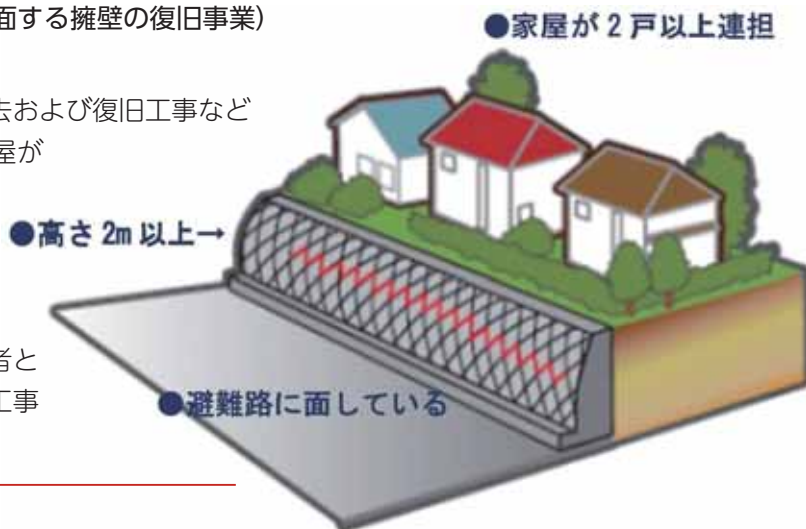
【事業の対象となる工事】

以下のすべての要件を満たす擁壁の撤去および復旧工事など

- ①盛土高さが2m以上かつ盛土上の家屋が2戸以上
- ②町で定める災害時の避難路に面している擁壁

【工事方法について】

※この事業に関しては、対象地の地権者と協議のうえ、町が調査、設計および工事を行います。

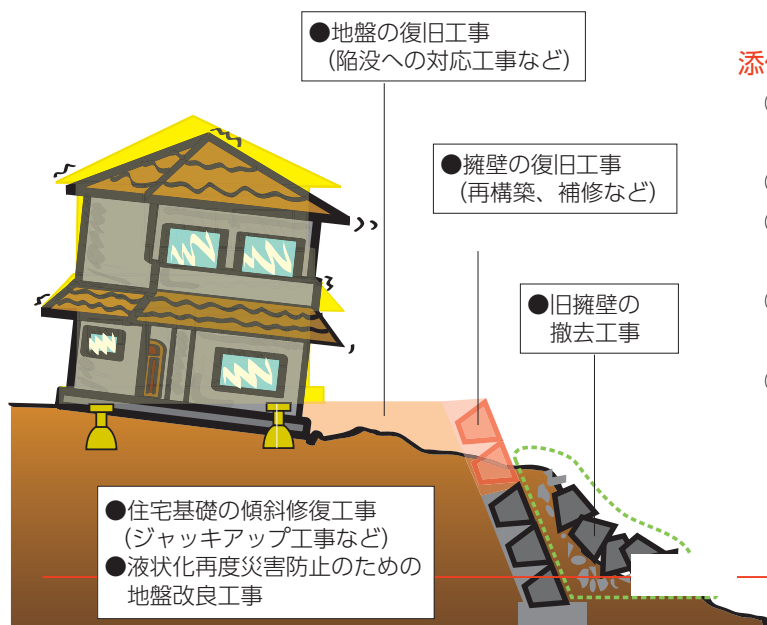


熊本地震復興基金事業

(上記に当てはまらない宅地被害復旧事業)

【事業の対象となる工事】

- のり面の復旧工事
- 擁壁の撤去復旧工事
- 地盤の復旧工事(陥没への対応)
- 住宅基礎の傾斜修復工事
- 液状化再度災害防止のための地盤改良工事(液状化が確認できる書類が必要)



【補助額】

対象工事費から50万円を控除した額に2/3を乗じた額(ただし、補助額の上限は633.3万円)

受付場所 公民館講堂

受付時間 平日 午前9時～午後5時

※ただし、6月17日①、18日②は受け付けを行います。

必要書類 益城町宅地復旧補助金交付申請書(町ホームページよりダウンロードできます)

添付書類

- ①対象工事の設計図書(付近見取図、工事内容の分かる図面など)
- ②対象工事の見積書の写し
- ③宅地被害等の被災状況を確認できる資料(写真など)
- ④対象工事に係る被災宅地の所有者(申請者を除く)全員または一部の承諾書
- ⑤申請箇所が住宅の用に供されていたことが確認できる資料(固定資産税名寄帳もしくは固定資産税課税明細書…申請土地の記載があるもの)
※この他にも工事内容によっては書類提出をお願いする場合があります。

復興旧事業課建築係 ☎ 289 - 8308